

令和3年度予算

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費

消費税率が5%から10%へと引上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収（市町村においては地方消費税交付金）は、「社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費に充てるものとする」と地方税法に明記され、すべて社会保障財源化されることとなっています。

黒滝村における引上げ分の地方消費税交付金額及び社会保障施策に要する経費は下記のとおりです。

(歳入)	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	7,038千円
(歳出)	社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費	131,280千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源				内訳		
		特定財源		一般財源		地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	その他
		国支	県出	地方債	その他			
障害者福祉事業	26,405	18,455	0	0	692	7,258		
高齢者福祉事業	12,446	150	0	1,954	900	9,442		
児童福祉事業	8,705	4,408	400	319	311	3,267		
小計	47,556	23,013	400	2,273	1,903	19,967		
国民健康保険事業	8,214	0	0	0	715	7,499		
後期高齢者医療事業	24,861	4,153	0	0	1,801	18,907		
介護保険事業	27,266	0	0	0	2,372	24,894		
小計	60,341	4,153	0	0	4,888	51,300		
保健事業	19,273		3,300	15,296	59	618		
予防事業	2,101	35	0	20	178	1,868		
健康増進事業	1,730	796	0	810	11	113		
高齢者保健事業費	279	0	0	279	0	0		
小計	23,383	831	3,300	16,405	248	2,599		
合計	131,280	27,997	3,700	18,678	7,039	73,866		

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当していただきます。